

## 「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

1 日 時 平成24年11月8日(木)午後3時から午後5時まで

2 場 所 長野地方裁判所大会議室(本館5階)

3 参加者等

司会者 石井 忠雄(長野地方裁判所長)

裁判官 高木 順子(長野地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 佐竹 毅(長野地方検察庁三席検事)

弁護士 今村 義幸(長野弁護士会所属)

裁判員経験者1番 60代・男性・無職

裁判員経験者2番 60代・女性・会社員

裁判員経験者3番 60代・女性・主婦

裁判員経験者4番 30代・男性

裁判員経験者5番 60代・男性

長野司法記者クラブ記者 8人

4 議事録

司会者

裁判員経験者の皆様には本日お忙しいところお集まりいただきまことにありがとうございます。この意見交換会は、裁判員を経験された方の率直な感想や御意見を伺うことによって、今後の裁判員裁判の運用の改善につなげてまいりたいというものであります。審理が裁判員の方々にとって分かりやすいものになっているかどうか、分かりやすいものにするためにはどのような改善が必要かという点を中心に御意見を伺えればと思っています。本日は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ1人ずつが参加者として参加しているほか、オブザーバーとして裁判官1人、検察官2人、

弁護士2人が参加する予定です。我々法曹三者が今後の運用の改善を真剣に考える機会としたいと考えていますので、どうぞ裁判員経験者の皆様には忌憚のない御意見をお聞かせいただき充実した意見交換会にしたいと思っています。それでは、早速ですが、お一人ずつそれぞれ担当されました事件を私から簡単に御紹介させていただきますので、それに引き続きまして、実際に裁判員裁判を経験された上での感想や印象といったもので結構ですので一言ずつお願いできればと思います。座席表にある番号で御紹介させていただきます。1番の方でございますが、事件はスナックの経営を他人に譲った被告人がその代金を巡るトラブルからスナックの中で放火をした。未遂に終わったという事案です。量刑ないし情状が問題になった事案です。御感想または印象をお願いします。

1 番

最初は裁判員になったことに不安がありました。分かりやすくしていただいたので、自分なりに判断できたと思います。その裁判員を経験してそれまでは個人的には裁判に関心はなかったのですが、再審で無罪になった事件や冤罪みたいなものが裁判員裁判でなくなる可能性があるのではないかと、冤罪が少なくなるのではないかとと思います。

司会者

ありがとうございました。体験されてその後他の事件にもいろいろ関心を持たれるようになったとのことですね。2番の方どうですか。住居侵入、強盗致傷、窃盗という事件でして、事案としては被告人が深夜住宅に侵入して財布を窃取して出てきたところを家の人に見つかり、追いかけて逮捕を免れるために暴行を

加えて傷害を負わせたというもの。その後スーパーで万引きをしたという事件です。一部否認をして争いがあった事件です。関与されていかがだったでしょうか。

2 番

被告人のこれからの人生を私たちが決定するというかそんな重大な任務を負って、みんなで出した結論が本当に正しかったのかどうか、今でも心の中のもやもや、不安感が消せないで残っています。証拠調べと言っても目に見えないものでしたので、何をどうやって考えたらいいのか難しかったです。それと被告人に対する先入観が自分がそういう目で見ってしまう、それがどうしても人間ですからあると思うんですけれども、そのところを振り払うことが難しかったです。裁判員裁判がこういう仕組みになっているんだということが割といい勉強になりました。もっと困難な複雑な経路でなるのかなと思ったら、私の頭の中ではそんなに複雑ではなかったような気がしています。

司会者

それほど複雑ではなかったというのは、説明が分かりやすかったということによろしいでしょうか。

2 番

はい。スムーズに議題に入って行けたと思っています。

司会者

ありがとうございました。それでは3番の方の事件ですが、強制わいせつ致傷、強制わいせつの3つの案件と一緒に審理されました。夜間、通行人の女性を狙ったもので、強制わいせつ致傷が2件、強制わいせつが1件。被告人は、事件自体を認めていたようですが、量刑や情状の点が議論されたと聞いています。

### 3 番

被告人と同じ年代の息子を持っている母親として、両方の立場で気持ちが大きく揺れました。そこが非常に苦しかったですね。証人にお母さんが出てこられて泣きながら話をされた姿が、ひょっとしたら私があちら側の席に座っているのかなとも考えられるし、また同じ年頃の子どもを持つ親として大事な娘を怖い目に合わせられ傷つけられてそんな人は絶対に許せないという本当に大きな端から端まで極端に自分の中で揺れ動きながら決めなくてはならない、そういうとてもつらい経験でした。裁判所のご指導の方法とかそういうことについては、全く不満はありませんでした。分かりやすく御配慮も適切で良かったと思っています。ただ、こちらに招集されまして、くじで当たりますよね。名簿に載りました集まってください、くじをしますよ、裁判員になりましたよ、というその午後からすぐに裁判になったものですから、ちょっと心の準備ができませんでした。

### 司会者

ありがとうございました。4番と5番の方は同じ事件ですね。事件のときには少年で、酒気帯び運転をしていたところ、通行中の少女2人に衝突をしてそのままひき逃げをして、そのうち1名の被害者の方を車に巻き込んだまま引きずって死亡させたという事案です。それぞれ御感想、印象をお願いします。

### 4 番

裁判員裁判を経験しているということから言わせていただければ、何でここにいるんだろう、今まで裁判所に足を運んだことがなく、裁判の傍聴をしたこともなかったのですが、呼ばれてくじに当たりましたよと連れて行かれてから、裁判所の方と同じテ-

ブルであったり，座る場所が同じだったり，非常に不思議な感じがしました。

## 5 番

私は，裁判員裁判に関して経験をしてとっても良かったというのが率直な印象です。でも私の事件の場合は，日にちがすごく長かったものですから，途中で眠れなかったり，夢見たり，今までも現役から退いて何年にもなりますが，これだけの証拠を見たり，たくさん筆記をしたりすることがなかったです。確かに疲れしました。娘を持つ身として被害者のことを考えたりすることは絶対にいけないことで，中立の立場に立って検察側，弁護側の意見を一つ一つ見逃さないように一生懸命やりました。大変だったと思いますけれども，いい勉強になったかなと思います。

## 司会者

ありがとうございました。審理の話も多少出てきたところで，公判審理の在り方について少し御意見を頂きたいと思います。高木裁判官に司会をバトンタッチしたいと思います。

## 高木裁判官

皆さん，お懐かしい顔が揃われて事件のことが思い出されて，皆さんと一緒に議論したり，達成感を感じたりしたときのことが思い出されて大変懐かしく胸がきゅんとするような気持ちもあり，いい思いでお迎えすることができました。本日は審理の各論につきまして司会を務めさせていただきます。今それぞれの方から，審理につきましても分かりやすさ，たくさんの証拠を見て疲れたという話もありましたが，審理の順番に従って意見交換を進めさせていただいてよろしいでしょうか。検察官と弁護人からも是非皆さんに聞いてみたいという質問を寄せていただいています。こ

の進行の中で適宜織り交ぜてその質問を取り扱わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、検察官からも弁護人からも冒頭陳述につきまして、その内容が分かりやすかったか、分かりやすい冒頭陳述を行うにはいかなる方法が適切であるかという質問も寄せられています。それぞれの方にお伺いしたいと思いますが、最初の冒頭陳述は、検察官も弁護人もそれぞれの主張をアピールしますが、その冒頭陳述を聞いて、争点や事案の概要ですとかストーンと頭に入られましたでしょうか、そのへんのところから御意見を頂戴できればと思います。1番の方からお話をいただいてもかまわないですか。

1 番

私が係わった事件に関しては、不安はもう全然感じられないほどスーッと事件の内容が入ってきました。そのまますんなり評議に入れましたので、特に問題には感じませんでした。

2 番

すんなり双方の意見も頭に入ったと記憶しています。

3 番

違和感としては残っていませんが、裁判員裁判が終わって感想にも書いたのですが、検察官の声が少し小さかったかなというのが感想です。中身については分からないところはなかったのですが、声が小さかったかなという印象でした。

高木裁判官

声が小さいというのは基本的に困りますので、今後、声を大きくしていただければと思います。

4 番

私が担当した事件が特殊なのかもしれませんが、事件が起きてか

ら新聞，テレビ等報道がなされた事件でした。実際，自分が裁判員になる前に報道を見ていました。こんな裁判が始まるんだ，そうしたら自分のところに呼出状が届いた。もっとまじめにニュースを見ていれば良かったなという思いと，あまり見なくて良かったなという何とも言えないものがあります。それで実際に公判が始まって，検察の方の話を聞いたとき，非常に難しくて迷ったということはありませんでした。報道で少し知っていたという下準備はあったのですが，公判での冒頭陳述については特に問題はなかったと思います。

5 番

今4番の方が言われたように，報道で知っていましたし，事件があった道についても，何年も毎日通っている道でしたので全部頭の中で組み立てられていたということもありましたから，冒頭陳述もすんなり入っていけました。

司会者

新聞報道で知っていたということですが，報道で知った予備知識と実際の冒頭陳述はちょっと違うかなとお感じになった方はいらっしゃいますか。あまり違和感はなかったですか。

4 番

裁判員に決まってから，裁判員裁判が始まりますよということになって報道各社さんいろいろ記事を書かれたんで，実際に裁判が始まる前にある程度の予備知識は持っていたことは事実です。だから争点は分かっていたんですけどその争点に持って行くのに，検察の方がどういうお話でそれについて弁護人の方がどういうお話でというのは，実際に公判に行かなければ分からなかったです。それは，正直私の予想と違っていたところもありました。

違和感とは言いませんが，そういうふうに行って行くんだというのが正直な感想です。

5 番

私の場合も，自分ではもうこの事件は終わってしまっているものだという感覚でした。こういう裁判が始まって，実際にはこうなんだ，こうなんだというすごく細かい証拠が出てきて，やっぱりこういうふうに行っていかなければいけないんだなということがよく分かりました。

高木裁判官

裁判員になる前に宣誓をいただいたわけですが，その際，法廷で見たり聞いたりした証拠のみに基づいて判断してもらうこととなりますから，報道で知った知識は消去してくださいよというお話をさせていただいていますが，そこは，裁判官が何を説明しているのか分からなかったという方はいらっしゃいましたか。

(意見なし。)

それでは4番の方は，複雑な事件で，車で引きずっていることを知っていたか知らなかったかというのが最大の争点でしたが，検察官と弁護人がどのような組み立てで主張しているかということとは，冒頭陳述を聞いた際に，ストーンとお分かりいただけましたでしょうか。それとも何となく分かりにくかったですでしょうか。

4 番

冒頭陳述については，私は理解できました。

5 番

冒頭陳述は理解できました。

高木裁判官

他の方々にもお伺いしたいと思いますが，もう少し簡潔にできな

いかなど、後から振り返ると、どうしてこの段階でこんなことまで言っていたんだろうということはありませんか。

4 番

この案件に係わらず、裁判が初めてなので、裁判はこういうものだと思います。生まれて初めての冒頭陳述だったので、資料が多いか少ないかの判断は私にはできません。また、時間がかかっているのかいないのかも分かりません。ただ、言わんとすることを伝えるにはこの位必要なんだなという気はします。特に無駄な話は無かったと思います。それぞれの方が必要な時間を使われたのだと思いますし、大変だなと思ったのが初日の感想です。

高木裁判官

証拠とかも大変多かったですれども。

5 番

そうですね、私たち普通の一般社会でこういう何かをやるという場合には、まずこうだという説明があってこうしたいというのが普通なのですが、裁判の場合では冒頭陳述がこうしますというのがあって、それからいろいろ始まっていくものですから、ちょっとそのへんの繋がりというか私たちの理解しやすさとかそのあたりがちょっと難しかったと思います。

高木裁判官

検察官や弁護人がどのように改善すれば更に良くなるかという点についてはいかがでしょうか。

5 番

というか、結局今の裁判が冒頭陳述をまずぱーっとあって、それからこうです、という、間をずっとやっていくんですが、普通は、こうあって、こうなって、こうなったからこうなんですよと持つ

て行ってくれば、本当に分かりやすいと思います。

高木裁判官

裁判は最初にそれぞれの主張がまず出てきて、それから証拠が出てくるという仕切になっているものですから、それで後から証拠が出てくるんですが、最初にどんなことが立証されていくのかということを皆さんに御紹介するために冒頭陳述があるんですが、ということは、やはりその後から一個一個証拠を見てみないと冒頭陳述のそれぞれのストーリーが頭の中に完全には入っていませんかったかもしれないという不安があるということでしょうか。

3 番

今の5番さんの意見とは逆といいますか、これから私たちが係わる事件は、検察官がこういうことを言いたい、立証したい、弁護側がこうしたいというのが分かった。今度こういうことをやるんだなということが分かったという意味では、あの時点では全て理解する必要はないですよ、こんなことをやるんだというのを把握するためのということであれば、しょうがないかなと思います。何となくこんな感じなんだ、裁判でこうなんだという入口だったような気がします。

高木裁判官

3番さん「何となく」というのは、細かなことまで最初に言ってもらわなくても、事件の大枠がどうなっているのか、争点はどうなっているのかというところは、最初に理解したいということでしょうか。

3 番

そこを理解して、これから私たちはこのことについて両方の意見を聴きながら考えていかなければならないんだなというふうに

感じました。

高木裁判官

情報量が多いか少ないかについてはいかがでしょうか。

3 番

それは4番さんがおっしゃったように私には分かりません。

高木裁判官

最初の段階でそんなに細かいことまで言うなよという印象がなかったということでしょうか。

3 番

細かいなとは思いましたが、裁判なんてこんなものかなという感じで捉えていました。

高木裁判官

2番さんいかがでしょうか。2番さんの事件は、私たちは実際に現場に行ってみたものではなくて、諸般の状況の中から被告人が犯人かどうかということを考えなければいけないものでしたが、最初の冒頭陳述において、なぜ検察官は、この人を、こういう状況があるから犯人だと主張し、なぜ弁護側はこの人は犯人じゃないんだという主張をしているのかということをお理解ができたでしょうか。あるいは、御理解いただくにはどのような冒頭陳述を行ってほしいとお考えになりますか。

2 番

特にはないですね。私はスムーズに入って行けたと思っています。検察側のおっしゃることももっともだと思いましたが、弁護人側のおっしゃることももっともだと思いましたが、そんなには苦になりませんでした。

高木裁判官

1番さんは量刑が問題でありましたが、なぜ被告人が犯罪に及んだのかということにつきましては、被告人にも言いたいということがあったというような事件でありましたが、冒頭陳述の段階で弁護側がどのようなことを、情状のポイントとして皆さんに伝わっているのかという点はいかがでしょうか。

#### 1 番

今回4人とも事件内容が違うので、たまたま私が関わらせてもらった事件の場合では、事実関係を被告人が認めていて争点が情状の部分だけだったので最初から非常に分かりやすい内容だったので、不安をもって臨んだわりにはスーッと入れました。事件にもよりますが、事実そのものを争う内容だと複雑になるでしょうけれど、たまたま私が関わった事件では分かりやすかったです。弁護側の主張も検察側の主張もそれなりに私にはスーッと入ってきました。

#### 高木裁判官

冒頭陳述を法廷で聴いた後、評議室に戻ってもう一回もらった紙を読み直してみないと復習できないよね、みたいな感じはなかったですか。法廷でお聴きになっておおよそこれから始まることが分かったという感じでしょうか。方法論になりますが、もらったメモは分かりやすかったですでしょうか。あるいは、モニターを利用するのが分かりやすいか、それともモニターなしに耳で聴いたほうが分かりやすいかとか、4番さんと5番さんに参加していただいた法廷では、最初に弁護側から要旨という形の項目の入ったポイントを書いたメモを渡されて、その後、読み上げ版という原稿が来て、それであれば最初から読み上げ原稿を出してくださいという声もありまして、それで私の方から、読み上げ原稿があるな

ら最初からお出しただけませんか、という話をしたので、弁護人側は少しそれを気にされていて、そこらあたりは皆さんいかがでしょうか。モニターの問題、メモがどんなものが良いか、あるいは読み上げ版とメモはどうしてほしいかということについてどなたかがでしょうか。3番さんいかがでしょうか。

3 番

特に何か問題があったとは記憶していません。

高木裁判官

3番さんのときは読み上げ版が後から来たのですよね。

3 番

あまりよく覚えていないんですけど、困ったということはありませんでした。モニターで見た記憶もありますが、必要だからこれを見るんだなという感じで見させていただきました。

高木裁判官

2番さん、メモはあった方がいいですか。

2 番

ないよりはあった方がいいですけども、そんなに困ったことはなかったです。

高木裁判官

1番さんはどうですか。

1 番

私もそうですね、どこがどう燃えたのかをモニターを見て、ここが燃えたんだなとスーッと入っていったので、そのシーンで分かりにくいなどは全く感じませんでした。

高木裁判官

モニターを見ながらメモを見ながらという感じですか。

1 番

そうですね。

高木裁判官

1 番さん。モニターを見て、ここが燃えたんだとか、おっしゃいましたが、その段階では、それが検察官の主張であって、本当に燃えたのか、これから証拠が出てくる、そういうことで冒頭陳述をお聞きになったのでしょうか。それとも冒頭陳述を、もうそれでそういう事実はあったのかとなって、思ってしまうような誤解を生じかねないようなものだったのでしょうか。

1 番

誤解みたいなものは、自分自身は感じませんでしたが、最初に、冒頭陳述で、事件を全く知りませんでしたので、その事件の内容が分かって、具体的に、それに対して、こうだといろいろ分かっていったと、事件そのものの概要は、自分では判断できたつもりでいました。そこでいろいろな争いがあれば、またもう少し、こう、ぐっと乗り出して見たのかなと、そのときは事実そのものの争いがなかったので、そんな感じで聴いていましたけれど。以上です。

高木裁判官

4 番さん、5 番さん。読み上げ版を先に出すかどうか弁護士さんから聞きたいとおっしゃっていますが。

4 番

検察側の資料はA3でまとめられていて、ちょっと思ったのが、情報がいっぱい入っていて、余白がなかった。検事の方がそれをもとに、お話をしていただいている。必要な情報は、書くスペースが少なかったと、私にとっては感じました。弁護側の場合だと、

先ほど話しが出たんですけど、レジユメだと思って一生懸命メモをしていたら、あとから読み上げ版が出てきた状態だったので。時間が長いか短いかは私たちには分からなかったのですが、時間をフルに使われるくらいの言葉をしゃべるのであれば、事前にいただければ、もしくは、要旨ももう少し肉付けをしてもらった方が、要旨の紙を見ただけで、大体何が言いたいのか、分かった方が、私はいいと思います。メモがあるのであれば、確かに先にいただいた方がいいとは思いますが、メモを先に貰っちゃうと、それを目で追うだけで、終わっちゃうんで、ぜひともメモがほしいと私は思わない。ただ読むんだったら、別に読んでもらわなくてもいいと思っちゃうんで。要件だけ、少し、こう。私もそうだし、周りの裁判員の方もそうだったんですが、割とメモを取る方がいたんで、狭いよねって言いながら書いていたように。方法論として言えば、もう少し余白も確保してもらいたいし、全部は要らないですけど、もう少し情報量を盛ってもらいたいところも感じました。

高木裁判官

5番さん。

5番

いま、4番さんが言われたとおり、長いものに関しては、先にいただいてあれしといたほうが、分かりやすい、こともあります。それにあれ、メモ何枚使ったかな。分からないくらいで、これはどこだったかと探したくらいで。やっぱり、そこに書くスペースがあって、間に入れていけばもっと、簡単に見つかりやすいというか、そういうのが便利なのかなと思いました。

高木裁判官

4 番の方，どうぞ。

4 番

あの，プロジェクターっていうんですかね。書証を出してそれぞれのモニターに見せる。あれ，あの，証拠の数が多かったっていうのは，後で聞いて分かったんですけど，頻繁に差し替えをされると，目が追いつかないんです。で，特に今回の事件はそうだったのかもしれないんですけど，書証1枚がうんと長いときに，こう画面のところで，流されると，ちょっと疲れるなっていうか，よく見なきゃいけないのか，いまページを探している最中なのかが，ちょっと分かりにくい。検察側の方も，弁護側の方も，そうだったんですけど，提示するんであれば，もう少しこう，すうっと出していただけると，ありがたいなと。自分の前にあるわけではなくて，斜めに見ている画面なので，大変なんで，スマートに出していただければ，いいかなと思いました。

高木裁判官

証拠のところ少し入り始めてますし，時間の関係もあるので，今のところは，更に何かありますか。

佐竹検察官

検事の佐竹と申します。皆様には，非常に熱心に取り組んでいただき，当事者の一人として，敬意を表させていただきたいと思えます。いまの4番と5番の方の公判を担当させていただいたんですが，御発言にありました，一つには検察官の配布したものの情報量が多い，そのための余白がなくて，メモが取りずらかった，というお話についてなんですけど，2点お聞きしたいのは，書いてある情報量が多い，つまり不要なこと，書いてなくてもいいことがあったのではないかということの御指摘なのかということ

と、もう1点は、そうじゃなくて、メモを取らなきゃいけないことが書いてなかったの、メモを取らなきゃいけないのであれば、それは最初から盛り込んだ方がいいのかという趣旨も含まれているのか。そのあたりのところ、率直なところを教えていただければと思うんですが。いかがでしょうか。

#### 4 番

情報が足りないとは思いません。ただ、あの、資料に一文で書いてある、すべてにおいて後に出てくる、甲何号証っていう、証拠の番号が書いてあったと思いますが。慣れていないから、それがすうっと結びつかない。でこうメモを書いている。正直それは、あの、後に分かったんですけど、それは別にメモを取らなくてもいい部類のものだった。ただ、自分としては書きたかったんで、もう少し余白がほしかった。そもそもそれは、裁判員に渡す段階で必要かどうか、これは両方意見があると思います。あった方がいいという方もいらっしゃるでしょうし、そんな細かいことはいらぬよという方もいらっしゃると思います。

#### 佐竹検察官

ありがとうございました。できましたら、5番の方も。どうでしょう。

#### 5 番

同じ事件をやったもんですから、4番さんの後を通じて、同じようなことになっちゃうと思いますが、だいたい今言われたようなことだと思います。

#### 高木裁判官

メモに書いてないけれど、検察官や弁護人が口でしゃべったことは、やはり大事なことなんだろうか、って思いますよね。検察官

も弁護人も言うということは、それは全て大事なことなんでしょう。一から十、頭に入れようと、努力なさるものでしょうか。それで頑張ってみたところ、あとから、一部分は要らなかったよね、みたいなことになったということはありませんか。どうぞ。

#### 4 番

ほとんど今言われたとおりなんですけど。あくまでも要旨ですよ、というようにメモを渡されて、ああメモなんだ、書いてないこと言っているね、というので一生懸命書いていたのは正直あります。でも、冒頭陳述で言われて出てきたときには、ああ、番号そのものを書くということはあまり意味がなかったなと、後で分かったということです。ただ、やっぱり、紙で貰った資料に対して、発言をしている、何かを言い足していることは大事だと思うんで、それが書けるところがあれば良いなと思います。もし、それがあまり重要でないのであれば、じゃあ、そこに言及する必要があるのかどうかというのは考えていただければと思います。

#### 高木裁判官

次の証拠の点に進みたいと思います。証拠のほうは分かりにくかったでしょうか。それぞれ証人が出てきたり、書証がでてきたり、その分量はそれぞれの事件によって違うんですが、証拠の中身について何か感想をまずはお聞きしたいと思います。1番さんいかがでしょうか。見たり聴いたりされた証拠、1番さんのいろいろな図面がでたり、それからスナックの代金のトラブルということで、そのいきさつを知っている証人とか出てきて、また被告人の証言を聞いたわけですが、どうですか。

#### 1 番

特に、困ったなという感想はないんですが、先ほども言いました

ように、分かりやすい証拠調べだったなと思います。法廷の全員が真剣な眼差しで聞いていたんですけど。被告人が全部認めてね、その上で裁判が進んでいたんで。あと、寝ている方もいたっていうのが、ちょっと裁判としては不謹慎だなと思いました。

高木裁判官

傍聴席。

1 番

傍聴席じゃなくて。あの、こんなところで言っていいのかな。検察官が。こう（背もたれにもたれかかるようなしぐさをする。）実際には寝ていないのかもしれないけれど。こう。

高木裁判官

先ほどの話、いきさつのある話でしたが、そのストーリーというのは、被告人、あるいは仲介に立った女の人が出てきましたね。その人の話を聴いて、ストーリー的には話を聴いて分かりましたか。

1 番

その話は分かりました。

高木裁判官

尋問はどうでしたか。分かりやすく尋問して、証人から聞き出してきていましたでしょうか。それとも尋問があちこち飛ぶし、いつの何の話をしているのか分からない。

1 番

そういうことはなかったです。分かり過ぎたほう、進行がずっといっているなかで、今言ったような眠気がきたのかもしれませんが。裁判の流れそのものは非常に私自身ははっきり分かりました。

高木裁判官

2番さんも証人が多くて、いかがでしたか。

2番

分かりやすかったです。今思うに検察の方、しゃべるのが早くて、私、思い出したんですけどもね。ちょっと早くて、ちょっと聞き取りにくいって言うのですかね。そんなところがあったような気がしました。思い出しました。証人が言っていることも、分かりましたけど。検察の方、私たちのやった事件には前科があるという、そのことをちょっと、やけに強調されてたかなっていう気がしてならないんですが。だから私たち、その影響がなんとなく、残ってしまったっていうんですかね。ちょっと引かかる部分かなって思ったんです。その前科があることを強調していらっしゃる、そんな感じがしました。今思えば。それは私のとり方がそうであったのかどうかはちょっと分かりませんが。

高木裁判官

2番さんの事件では、家族4人が出てきて一連の状況を話しましたけど、時系列、誰がどの場面の話をしているのか分かりましたでしょうか。その証人はなぜ出てきて、どの場面の話をしているのか尋問でよく出ていましたでしょうか。

2番

それはよく分かりました。

高木裁判官

逆にその信用性を争っている弁護側の尋問で、弁護人はどこの証人の証言を問題にして、何を問題にしているのか、というのは弁護人はうまく尋問できていたんでしょうか。それとももっとこういうふうにしてくれないと分からないといった改善点はありますでしょうか。

2 番

特になかったと思っています。スムーズだと思っています。はい。

高木裁判官

評議室に戻ってから、もう一度、自分のメモを見たり、あるいは、あの人はどうだったかなと、毎回振り返りをしないと思い出せないようなものでしたか。それとも法廷でお聞きになって、ストーリーはずっと分かりましたか。判断はみんなで話してみないと分かりませんが。証人が何を言っているのか。それ自体は、振り返らなくても大丈夫でしたでしょうか。

2 番

はい。よく理解できたと思いました。

高木裁判官

それでは3番さんは、自白事件でしたので、供述調書、調書を読む時間が長かったのですが、それはいかがでしたでしょうか。

3 番

長かったといわれましても、こういう事件で、現場の写真も何枚か見ましたけれども、その感じとしては、被告人も、認めているのに、ここまで写真たくさん必要かなってというのは思いました。はい。一方的な事件でしたのに。私の感覚としては、場所の写真がずいぶん多いんだなというように感じたのを覚えています。

高木裁判官

写真が多かったことによって、事件を理解するのに妨げになったことはありましたか。どの写真がポイントなのか、たくさん見せられるとぼけてしまうとか。

3 番

そうですね。いろんな角度からその場所の写真が出てきまして、

ここまで撮らなくても場所の感じは分かるよなっていうふうに  
思いました。

高木裁判官

供述調書は分かりやすいものでしたか。理解できましたか。

3 番

はい。特に問題はなかったと思います。

高木裁判官

4番さん、5番さんは証拠の多い事件でしたけれども、分かりやすさ、あるいは理解するための工夫をされたかと思いますが。5番さんは、証拠の関係はいかがでしたでしょうか。

5 番

証拠が多いということで、この人はどうかなとか、そういう感じで、その人のあれを見て、しゃべっている内容、神経使って、ああこの人のあれは、取り上げるあれではないとか、この人のあれは、あれだろうなという判断をするのにすごく苦労して。とにかく多いものですから、消去法じゃないですけど、これはちょっとあれだなという感じで、まあ、自分なりの判断で、ある程度のやり方でやりました。

高木裁判官

「あれかな」の「あれ」ですが、必要な証拠が出てきて、検察官と弁護人の主張を聞いて、これは信用できる、できないというふうなことなのか、それともたくさんありすぎてどれが重要なのか、こんなものは不要だというのを消していくのに手間がかかったのか、というあれなのか、いずれでしょうか。

5 番

もちろん、検察側、弁護側両方のあれを聴いて、これにはちょっ

と無理があるなっていうのを省いていったような形です。

高木裁判官

4番さんは。この事件では、裁判所の方から、客観的ないきさつで、警察官がいつ現場に来たのか、救急車がいつ来たのかという基本的な時間が最初、検察官からも弁護人からも出てこなかったというご記憶がおありでしょうか。そこらへんは、裁判所の方から、そこを証拠化してくれとお願いして、後から出てきたと思いますが、そこについては気になりましたか。

5 番

そのあたりを聴いていて、自分の中で矛盾するあれがあったものですから。検察側から、例えばパトカーが何時に行った、証人は何時に聞いたとかいうんですが、実際にはどこからどう行ったとか、そういうのがはっきりしなかったの。それも事件の後半になってから、第一現場と第二現場を被告人が一緒だと思っていたということも出てこなかったんですね。で、私たちが聞いて、後半の終わりごろになってきて、被告人に聴いたら、第一現場と第二現場を同じだと思っていたということが出てきました。そういうのがやっぱり、非常に苦労したというか、そういうことになりました。

高木裁判官

基本的な日時、場所というのが、証拠上はっきりしていないと、不安なものでしょうか。

5 番

やっぱり、その証人の時間とかそういうのがきちんと一致しないと、例えば、何時ごろにパトカーが行ったとか、パトカーがどこへ行った、パトカーが引き返して、じゃ、救急車が何台出たのか

とかそういうのをいろいろ考えると、ちょっとなんか証拠のあれでいいんかとか足りないという感じがしました。

高木裁判官

4番さん、どうでしたか。

4番

検察の方も、弁護の方も、多かったんですね。5番さんのように冒頭陳述のときにもちょっと触れたんですけど、証人の方、証拠を目の前に出されて、取調べが始まるんですが、これは何のためというか、検察の方はこの証人からどういう話を聞きたいのか、どういうふうに言いたいのか、そのために連れて来た証人なんだよというのを最初に言うことができないのかなと思ったことが何回かありました。それで、弁護側の方もそうなんですけど、弁護側が連れて来た証人や証拠の関係で、その写真だったり、人だったり、それは分かるんですけど、これは何のために使うんだと、あっ、振動がなかったっていうのをこれで言いたかったんだと、後で評議室に帰ってから分かったっていうのがあって、最初にそれを教えてもらうわけにはいかないのかなって。駄目であればしょうがないんですが、この証拠は冒頭陳述のここに当たります、あるいは、それぞれの方の理論のここを補強するために連れて来ましたよというのを一言言うことができるのであれば、そういうふうに。公判前にそういう整理をされていると思うので、関係されている方は証人の名前を聞いただけで、多分大体何を言うかは分かるんでしょうけど、私たちは、行ってその場で今日この人が来ますと言われて、話が始まるんで、正直これ誰だっけっていうところに戻らないと、分からないというような。被害者の方に近い方だったり、被告人の方に近い方だったり、もしくは

実験の被験者だったりというのが、一覧表で見ないと分からない。双方同じ一覧表を出していただけなかったんで、検察側の方は検察の、弁護側の方は弁護側の、様式も違って、ちょっと混乱する。分かりにくいわけじゃないんですが、ちょっと我慢して最後まで聞けば分かるなら、最初から分かればいいなっていうことが。

高木裁判官

最初にこの証人はこういう人だよというイントロデュースがないと証言を聞いているだけでは、何を聞きたいのか意図が分からないという感じでしたか。

4 番

全ての証人の方がそうだったわけではないんですけど、多分一部の方は、それぞれの質問されている方の意図している答えを返さなかったというのが何回かあったと思うんです。そのときに、その人は弁護側に有利なことを言っているのか、被告側に有利なことを言っているのかよく分からないっていう気がしました。鑑定人の方のあたりなんですけども。

高木裁判官

その場合、何の問題について、何のことについて言っているのかということは大丈夫でしたか。

4 番

何についてしゃべっているのかは分かるんですが、なんでこの人が弁護側から出てきたのかという印象を持つような。人が多いと言うのもあったんですけど、しゃべっているうちに、こう不安になるというか。

高木裁判官

私の方から質問しますが、例えば、同じ人が前に言っていた話と

今公判廷で話している話がどうも違うことを言っているんだと、それは検事なり、弁護士の質問で分かりましたか。あるいは、どうやって尋問してもらえば分かりやすいのでしょうか。

4 番

前半の話の変わったこと、言っていることというのは分かりました。どうすればというと。一番思ったのは、音響の関係のプロの方が来たときがありましたよね。あの人が、実際に実験をして、数値化したものを見せていただいて、それは分かるんですけど。その方を連れて来た意図が、正直よく分からない。音響分析をした結果において、こういう波形が現れました。そのことは分かります。そのことは分かるんですが、もう一步踏み込んで、だから、提出した側ではこういうことが主張したいんだと、前振りか、まとめのどっちかが欲しいなと思いました。

高木裁判官

逆にこういう証拠が聞きたかったという不満はありませんでしたか。

3 番

私は、今回性犯罪だったので、被告人の子供の時から思春期をどう過ごしたかというのをもう少し詳しく知りたかったなというふうには思いました。

高木裁判官

2番さんは、ここは証拠が多すぎた、あるいは、ここはもう少し知りたかったというのはありますか。

2 番

被告人が、暴行を加えた場所を何回も説明された記憶があるんです。ここでこうしたとか、あれはそんなに必要だったのかなって

思います。暴行を加えたことは現実なんですよね。だから、その場所がどうだとか、いろいろ2番、3番とか書いてあって、地図に表してありましたけど。あまり、私にとってはかもしれないですけど、あんまり、そんなに強調しなくてもいいのではないかなと思いました。ほかの方は分かりませんが。

高木裁判官

逆にこういう人の話を聞きたかったというのはありますか。

2 番

特になかったですね。暗闇の中の犯罪でしたよね。その時間帯に自分の目で確かめたいというか、そういう気持ちはありました。

高木裁判官

もし自分の目で確かめられないのであれば、行かなくても分かる臨場感のある証拠の出し方をしてもらえば。

2 番

そうですね。モニターと写真だけでは分かりにくくて。その現場で月の明かりと電気の明かりと状況がみんな違ったと思うんですけど、そういう現実味を帯びたものがもうちょっとほしかった気がします。

高木裁判官

1番さんは自白事件でしたので、供述調書のほかに売買の関係者の女性一人と被告人と現場で目撃した人もいましたね。供述調書ではなく、この人が証人として出てきてくれたらともっとこういうことが聞きたかったのにとか、なぜこの人が証人として出てこなかったんだろうとか思った記憶はありますか。

1 番

そういうのはありませんけど、裁判になって、一般論として、疑

わしきは被告人に有利にと。事実が立証できれば、それが裁判の目標だと思ってるんで、事件によって証拠が多い、少ないというのはあると思うんですね。ですから、事実を立証するのに、証拠が重視される場合もあるだろうし、少いで済む場合もあるだろうし、事件事件によっては違うと思うんです。私が担当した事件では十分理解できました。

今村弁護士

弁護士会から参りました今村と申します。よろしく申し上げます。読み上げる方法と、モニターに映しながら読み上げる方法の二種類があると思うんですが。4番の方は、ページをめくるのが目障りになって、見せる側にはピンポイントで見せてほしいと言うようなお話があったと思いますが、耳で聴いた方がいいのか、目で見て聴いた方がいいのかという趣旨の質問であります。

3 番

私の場合は被告人が認めていまして、謝罪文というのがありました。モニターに映る場合は、こちらが見なくていいと思えば見なくて済むわけですし、私の場合は被告人の表情を見たいと思って、ずっと見ていました。なので、流していただいた方が良いのかな、見たい方は見られるし、見なくていいという選択ができますよね。

高木裁判官

モニターを見なくても謝罪文とか示談書ですとか。そういったものは頭に入りましたか。

3 番

あった方がいいですね。確かに。でも、見ないという選択ができるということで。

#### 4 番

カメラの前でガサガサ動かすとチラチラするという意味であって、ある部分はあった方がいいと思います。上手にやってくれということ。それから双方の方が供述調書なり、証拠を引用されたときに、引用を間違えているんじゃないかという指摘をされているのが何回かありました。目で見ることによって多少の言い間違い等を進行が妨げられることなくいけるのであれば、映した方がいいと思います。読み上げの仕方が間違えてますねとか、どこからどこまで引用しているんですかみたいなのを、弁護側と検察側でやりとりしている場面が何回かあったんですけれども。そういうことが起きるのであれば、モニターは活用した方がいいだろうと。謝罪文にしても同じことだと思います。

#### 1 番

プロジェクタを使うっていうのは、私が小学生のころから学校にあった道具でして、何でもまだこんなものを使っているのかと私なんか思うわけですね。たぶん、みなさんもいろんな書類は PC に入っていると思うんですね。電子化されていると思うんで、それをそのまま表示すればチラチラしたりしないと思うんで、これからそういうふうにしていった方が、いいんじゃないですかね。いちいち紙を置いたりする作業をしないで、と思います。

#### 今村弁護士

自白事件の場合、被告人の謝罪文とか反省文が出ている場合があると思いますが、弁護人がその謝罪文を読み上げる方法と、被告人本人が、謝罪文とか反省文を読み上げる方法があると思いますが、みなさん担当された事件は、否認された事件も中にはあると思いますので、自白事件の場合で、謝罪文や反省文は弁護人が読

んだ方がいいのか，被告人に読ませた方がいいのか，この意見を教えてください。

3 番

私はもちろん書いた本人が読むべきだと思います。

今村弁護士

実際はどうでしたか。

3 番

私の事件では，最後に本人が読みましたね。その前に謝罪の言葉は弁護人が何回か同じ様な内容の文章を読んだと思いますが。やはり感動的というか，生の気持ちが伝わってきて良かったかなと思いました。

高木裁判官

生の声を聞くというのは，結構印象に残るものでしょうか。

5 番

やはり本人が言った方が。例えば被害者の場合は，加害者の家族とか生の声で言いますよね。それと同じような形で，私たちが受け取るには，やっぱり，被告本人が言った方がいいと思います。

高木裁判官

もし，被害者や被害者の家族が法廷に出てきてくださるというのであれば，被害者や被害者家族の生の声を聞いてみたいというお気持ちはおありですか。

5 番

そうですね。

高木裁判官

1 番の方の事件の証人は供述調書もあり，証言もありでしたでしょうか。それとも，一人の人の話の一部が供述調書であり，一

部分が証言でしたでしょうか。目撃した男の人や仲介者ですね。全部尋問でしたでしょうか。仮に目撃者の人の話，あるいは仲介した女性の話が一部分は供述調書で，そこから後の部分は証言でやりますよ，そしてまた最後の部分は供述調書でやりますよというような立証の方法でしたら。それだとしたら全体を証人で一人の人に話してほしいと思われるのか，供述調書のところがあって，ここからは証言でいきますからねというのと。

1 番

調書を代用してしまうのではなくて，やはり生の声は大事だと思います。可能な限り，立証する上で大事なのであれば，生の声を聞きたいと思います。

4 番

場合と証人の方にもよると思います。証言が変わっているんだよっていうのを立証したい側と，実はそんなに変わっているわけではなくて，言っていることは変わらないんだよって言っている側，証明したい側というのが，何人かいたと思うんですけども，質問をする側の方は，過去にその人が何を言ったかというのを全部書面で持っていて，それを見ながら質問しているんですが，答えている本人は一切何の資料もなく，自分の記憶だけを頼りに言っている。そうすると，ちょっとした言葉の言い間違い，表現の仕方の違いを双方の側が一生懸命，自分の意に添うように話を持って行っているような感じがする。そこが問題なのかどうかというのもあるんですけども，文書を先に提示できるのであれば提示してもいいと思います。そうすると，みんなまず迷わない，前提がはっきりする，それは一つの証言に対して，ここからここまでを文書で，ここからここまでを人で，あとはまた文章で，また人

でっていうのは、ちょっといいところ取りをしているような感じがするんで、やるのであれば、どっちかに分けたほうがいいと思います。

#### 1 番

今、結構世の中でも問題になっていますけれども、供述調書の録音だとか話題になっていますね。それが、僕は個人的には大事だと思っています。それがあれば、逆に書面でやっても信用できるかもしれないし、信用できないと疑った場合はその録音したものを調べればいいわけでしょ。そういうものを前提の上で書面というのはこれから進めばそれでいいのかなと思いますね。やはり、私が担当した事件では全然問題にならなかったんですけども、一般論として冤罪みたいなものをなくしていく、そういうものに裁判員が関わっていくとすれば、調書を取るときに録音、録画っていうのはとっても大事になってきて、それがあからいろんな証拠調べも我々素人が参加しても安心して事実認定ができていくんじゃないかなと思いますけれども。

#### 高木裁判官

4番の方、供述が変わったというのは、もとの供述調書を見ないと分かりにくいですか。それとも、尋問者がうまく尋問すれば供述がどこがどう変わったかというのは、元の供述調書を確認しなくても分かりますか。実際、4番さんの事件ではどうでしたか。

#### 4 番

変わったかどうかは分かります。たぶん、この人は言っていることが前とは違うんだなというのは分かるんです。どんなふうに変ったかというのも質問の中で理解はできました。ずっと一部の方は、被告人が元少年ということで、少年審判からずっと証人と

して出ていらした方がいて、実験にも参加してという方が、何も資料がない中で、みんなが見ている目の前に立って言ったことが、緊張していたという話をしていたと思うんですけども、そういうことが起きるのであれば文章を提示するなり、できるかどうか分かりませんが、過去にあなたが言ったこと、今日聞きたいことってというのが、目で見ると喋る人に出せばいいかなというふうには思います。

高木裁判官

検察官の最終意見、弁護人の最終意見。検察官としてふさわしいと思う刑の意見を述べたりしますけれども、そこについて、印象、改善点、良かった点ありますでしょうか。

1 番

今の裁判員制度で、罰の部分まで評議しますよね。私の担当していた事件は、そんなに刑としては大きい事件ではなかったので、ものすごく大きい場合に、裁判員が死だとか無期だとか、そういうところまで、自分の少ない人生経験の中で関われるのかなっていう、そういう疑問はありますね。私の場合は、そこまで大きい事件ではなかったので、軽い言い方ですけども、逆にちょっと安心したなっていう部分があったんですよ。これから裁判員が刑の量にまで関わっていく必要があるのかなっていう、そういう疑問が僕にはあります。有罪なのか無罪なのか、そういうところ止まりでもいいのかなっていう思いが私にあります。そこまでなかなか市民のレベルで、わずかな期間で判定できるかな。そこが今回感じました。逆にあんまり重くなくて自分は安心したんですよ。そのへんもっと重い事件だったらちょっと耐えられたかなっていう思いがあったんで、そのへんもう少し、これから制度の中で議

論されていってもいいのかなって思います。論告，求刑など，軽い言い方ですみません，相場みたいな程度でしか分からないので，そのへんはちょっと重荷でした。

2 番

検察の方も弁護の方もそれぞれの立場で妥当な線を出していただけたんだと思います。それを基本に考えられたと思います。

高木裁判官

参考意見として大いに参考になったということでしょうか。

2 番

そうですね。

3 番

最後のところで，検察も弁護人もA3の要旨，表になったふうの見やすいものを持ってきてくださって，それに沿ってお話ししていただいて，そういう表で考え方が一目瞭然，そういうものがあつたので，たいへんよく分かりました。

高木裁判官

それぞれの考えの構成がよく分かりましたか。

3 番

こういう結論を出したのが，こういうことだというのが表になっていたと思います。

4 番

こういうものだと思って聞いていたので，時間と資料の質は正直よく分からないですけども，冒頭陳述で言われたことと，論告が，やっていく中で，変わるんだな，最終的にはこういう結論で話を持って行くんだなってことはよく分かりました。ただ，裁判の中でもあったことですが，出た資料について指摘を受けて，一

部削除であったり，その場で文言の追加みたいなことがあったと思います。最後の最後で，論告が一番大事だと思っていたのですが，訂正もあるんだというのが，正直な感想です。

5 番

論告，弁論は検察側，弁護側がまるっきり反対のことを言うわけですから，自分たちのそれぞれの精一杯出せるものを出していると思います。それに関しては，別に問題はないと思います。自分たちの判断が最終のあれによって変わるということはないと思います。

高木裁判官

検察官と弁護人の主張が真っ向から違っているということは御理解いただけましたでしょうか。

5 番

はい。

司会者

色々ありがとうございました。法律家の側からすると，テクニカルな点もありますけれども，もっと裁判員の皆さんの理解をちょっとした工夫で得られそうなこともあるのではないかというふうな気もいたしました。これから，参考にさせていただいて，良い方向に持って行きたいと。私の方から，1点確認させていただきたいことがあるのですが，この裁判員裁判に関わって，守秘義務がかかりますという説明を受けているかと思いますが，裁判中，あるいは，今でも，何か困った，苦労している点がもしあれば，なければ幸いですが，こういう判断に迷ったということがあれば，一言ずつお願いしたいと思います。

1 番

守秘義務について悩んだり，困ったことは私は特にありません。

2 番

特に問題はなかったです。

3 番

私はちょっと問題があると思っています。守秘義務ということは，裁判官の方から，評議室の中であったことに関しては，全て守秘義務ということをお聞きしまして理解したつもりですけれども，裁判終わりました，判決文を後に送っていただきたいとお願いしていましたら，数日後送ってきていただきました。そのところに，プライバシーに関することですから，取扱いには注意してくださいという添え書きがありまして，先ほど自分が関わった裁判の内容が手元にありますが，これは最後にお返しすると，これは報道の方に配られた文書ということで，私としては，報道の方に一度配られた文書であれば公になっているものではないかというふうに判断するわけで，そこの線引きがちょっと理解できていないということです。あと，せっかく裁判員の経験をさせていただいたこの経験を色々なところでお話ししたいとは思いますが，そういう機会があまりありません。今日，こういう機会を意見交換会ということで，参加させていただく機会がありまして，こういう感じではないと思って実は来たんです。裁判員の経験者の方たちの懇談会みたいなのかなというイメージもありました。こういう場ももちろん必要だと思いますけれども，裁判員同士の，私はこういうところに困ったなという懇談会みたいなものが，もちろん，裁判所が主催だと無理なのかもしれないですけれども，どこかでそういうものが今後できればいいなと思っています。

4 番

先ほどのお話のとおりで、評議室の中は守秘義務ですよというのは、特に問題のある制度ではないと思うし、それについて、困ったことはないです。もし、できるのであれば先ほど3番の方がおっしゃられた同窓会のような、個々の事件に触れる必要は全くないと思いますが、今日、実は、初めて違う裁判員をやったことがある方と会ったのですけれども、こういう場なので、今お伺いしたいことも、ちょっと言いにくいところがあるので、そんな場があったらという気もするのですが、ちょっと難しいのかなという気も正直しています。もうちょっと膨らませて、今後結論が出るまで教えてもらうことができるのかな、できないのかな。私の担当した事件は控訴中でありますので、まだ確定はしていないわけじゃないですか。新聞報道以外の方法で、裁判所から希望する人には、あなたの関わったものはこういうふうに今動いてますよとか、こうなりましたよってというのが教えていただけるのかどうか、もしくは、それは無理だよっていいのかどうか、検討してもらえたら。僕としては、後を知りたいなと思う事件でありまして、偶然くじで選ばれたんですけれども、教えていただけたらなと思います。

## 5 番

私の場合は、守秘義務に関しては問題ありませんでした。裁判員制度も社会一般に知られていますから、逆に聞く方が遠慮しているんな事も聞かないような感じになっているものですから、そういう問題はありませんでした。

## 司会者

どうもありがとうございました。記者の皆さんで、裁判員の方に聞きたいという方いらっしゃいますか。

記者（信濃毎日新聞）

仮定の話で恐縮なのですが、もし、もう1回、裁判員をやれと言われたら、やってもいいのかなと思うのか、それとも、ちょっともう勘弁してほしいのかと思うのか、それぞれ理由とともに教えてください。

1 番

個人的にはそんなに重荷ではなかったです。さっきも一言言いましたけれども、まだ未だに迷っています。自分自身が量刑に関わる部分まで口出しできるのかなという疑問は未だにあります。私自身、裁判員制度の理念というか、あまりよく分かっていないのですが、個人的には、あらゆる裁判の冤罪が0.0何パーセントらしいですけれども、0.0何パーセントの冤罪を減らす、なくす、1つの大きな要因がこの裁判員裁判にあるんじゃないかと思っています。裁判員が関わる裁判で冤罪が起こっているかどうか分かりませんが、少なくとも市民の目で見ると、疑わしきは罰せずみたいな、裁判の原理みたいなものが、改めて広く見直されて、裁判としてはいい方向に行くのかなと思っているので、自分自身がまた関わるかどうか分かりませんが、多くの人に関わっていけば、日本から冤罪がなくなっていくような気が、私はしています。

記者（信濃毎日新聞）

1番さん自身は、もしもう一回選ばれても、また裁判員を勤めてもいいかなということでしょうか。

1 番

罰を下すという部分で悩みはありますが、二度と裁判員はやりたくないとは思っていません。自分の人生の一つとして、関

わって良かったなと思っています。

## 2 番

平凡な日々の中でこういうことを経験した。そんなに重荷ではなかったです。事件の内容によるなんて言ったら失礼なんですけれども。いい刺激を与えていただいた，そういうふうに思っています。もしまた機会があったら，やりたいと思います。

## 3 番

裁判中の5日間は本当にしんどかったです。そのときはもうこりごりだと思いましたけれども，終わってみれば，やはり，こういう制度というのは，市民の義務として，くじで当たれば当然やるべきだと思うし，私はいろんな裁判にいつも首を突っ込んでいたと思っています。それと，ちょっと違うんですけども，言う機会がなかったので，ここでどうしても言っておきたいことがあるんですが，私が担当したのが性犯罪でしたもので，その量刑を考えるとときに，被告人が刑を何年かというときに，どういうふうなプログラムで，更生するプログラム，特に性犯罪の再犯でしたので，この人がまた出てきたときに同じことを起こさないためにどういう教育がなされるかということの情報が実に少なくて，判断に迷いました，長く塀の中にいていただくのがいいのか，情報がないものですから，そこがとても苦しかったです。やはり，こういう人にとっては，病気なのか，そこの判断もつかなかったんですけども，適切な教育が絶対必要だと思ったんです。これで何年後かに出てきても，もうやらないと言い切れなかったんです。世の中から性犯罪をなくすには，やはり，裁判所の管轄ではないところの管轄ですよ。そこに何とか報道の方たちにもっと真剣に考えていただきたいことだと思うんですけども。裁判所では

なくて、違うことの運動をぜひ起こしていただきたいし、市民からも起こさなければいけないなと思いました。

#### 4 番

またやりたいかどうかですけれども、選ばれるか選ばれないかは僕の判断ではないので、くじで当たれば多分出てくるでしょう。今回、裁判員を経験したということで5年間の無条件の免除の権利があると聞いています。5年以内に当たったときには、今の自分の生活と仕事の関係で、その権利を使うかどうかを、そのときに判断しようと思っています。基本的には、くじに当たればやるべきものだと思っていますので。結構長いとたいへんだなと思いますです。

#### 5 番

私も非常にいい経験になったと思いますし、もしまたそういう機会があれば、やってもいいと思います。本当に裁判員をやる前は、裁判所というところはどういうところか、裁判官は怖い人だ、しゃべれるようなところではない、私だけではなく、みんなそういう気持ちを持っていたと思うんです。もっと、裁判所はこういうふうだということを、もっとみんなにアピールして、全員が誰でも選ばれれば進んでやるようにという、もう少しアピールをしていけばいいかなと思います。

#### 司会者

長時間にわたり活発に意見交換していただきましてありがとうございました。特に最後にお話があった、国民が参加して裁判員裁判を実施していく上で、自分たちが判断している被告人はこの先どうなるんだろうという視点というのは、裁判所の領域をちょっと踏み出す話にもなるわけですけれども、やはり何かの形で、

どういう形で刑を受けた人たちが社会復帰をしていくのかというふうな基本的な情報は何らかの形で御提供していかないといけないのかなと、裁判所だけでできる話ではないかもしれませんが、法曹三者の中で色々アイデアがあれば、少しでも前進したいと思います。今日、色々御意見をいただきました。今後の裁判員裁判の審理の在り方、そういったものについて、これを参考にさせていただいて、改善、工夫をして参りたいと思います。本日は、本当に長時間どうもありがとうございました。